

身体的拘束最小化の指針

1. 身体的拘束の最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は患者の権利である自由を制限するものであり、患者の尊厳を阻み、身体的・精神的な弊害を伴う。そのため慎重に、かつ患者の生命または身体を保護する緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束は行わない。

済生会横浜市南部病院では、上記を前提とした診療・看護の提供に努めるとともに、緊急やむを得ない場合においては、患者の人権と尊厳を重視し、医療チームで話し合い合意形成のもと、必要最小限の範囲とする。

2. 基本方針

1) 身体的拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を禁止する。

この指針でいう身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

① 緊急やむを得ず身体的拘束を行う要件

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の3要件をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体的拘束を行うことができる。

切迫性：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

非代替性：身体的拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと

一時性：身体的拘束が必要最低限の期間であること

② 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意

上記3要件については医師・看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を得て行うことを原則とする。

3) 身体的拘束禁止に取り組む姿勢

① 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ・ 患者主体の行動、尊厳を尊重する。
- ・ 言葉や応対などで、患者の精神的な自由を妨げない。

- ・ 患者の思いをくみとり、患者の意向に沿った医療・ケアを提供し、多職種協働で患者に応じた丁寧な対応に努める。
 - ・ 身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。
- ② 身体的拘束をすぐに行う必要があるかを複数名で評価し、身体的拘束をしなくてもよい対応を検討する。
 - ③ 多職種によるカンファレンスを実施し、身体的拘束の必要性を評価する。
 - ④ 身体的拘束は一時的に行うものであり、期間を定め、アセスメントを行い、身体的拘束解除に向けて取り組む。
 - ⑤ 身体的拘束には該当しない患者の身体又は衣服に触れない用具であっても、患者の自由な行動を制限することを意図とした使用は最小限とする。
 - ⑥ 非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する。
 - ⑦ 薬物療法のリスクベネフィットを常に考慮し、QOLの確保に逆効果であると判断すれば、減量・中止を行う。
 - ⑧ 生命維持装置装着中や検査時等、薬剤による鎮静を行う場合は、鎮静薬の必要性和効果を評価し、必要な深度を超えないよう適正量の薬剤使用とする。
 - ⑨ 行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、精神科と連携し、患者に不利益が生じない量を使用する。

3. 身体的拘束最小化のための体制

院内の身体的拘束最小化の対策については、入院環境適応支援チームが担う。(以下チームと記載する)

1) チームの構成

チームは医師、看護師、メディカルソーシャルワーカー、作業療法士をもって構成する。

2) チームの役割

- ① 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
- ② 身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- ③ 定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。
- ④ 身体的拘束最小化のための職員研修を開催する。

3) 院内の体制

- ① チームを中心に関連する病棟や他職種を含めたコアチームをつくり、最小化に向けた検討、及び改善に取り組む
- ② チームは医療安全管理委員会の下部組織に位置付け、最小化に向けた周知・提案等を行うことで、院内全体への周知・取組みに向ける。

4. 身体的拘束最小化のための研修

医療・ケアに携わる職員に対して、身体的拘束最小化のための研修を実施する。

- 1) 定期的な教育研修（年 1 回）実施
- 2) その他、必要な教育・研修の実施および実施内容の記録

5. 身体的拘束を行う場合の対応

患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、当院の「医療安全マニュアル」に準ずる。

6. 多職種による安全な身体的拘束の実施および解除に向けた活動

患者が身体的拘束を行わざるを得ない状態である要因によっては、患者の病状および全身状態の安定を図ることが、安全な身体的拘束の実施、早期解除につながる。各職種は、身体的拘束における各々の役割を意識して患者にあたる。

附則

この指針は 2025 年 5 月 1 日より施行する。